○東北地方整備局告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十五号　釜石市大字平田第四地割一二番一二から同市大字平田第三地割四三番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月二十一日

○東北地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番一五から同町山田第一地割一番一六まで	前	八・九五～一六二・〇八メートル　二・一四二キロメートル
	後	一六・七一～一六二・〇八メートル　二・一四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一四地割一〇番一〇まで	前	一三・八三～四三・九六メートル　一・〇六九キロメートル
	後	一五・七六～六三・五四メートル　一・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○北海道開発局告示第二百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道瀬棚郡今金町字花石一二六番一から同町字住吉一〇〇番まで	前　BA	六・八〇～一五・五〇～一九六・〇〇メートル　一三・三六四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　BA	六・八〇～一五・五〇～一九六・〇〇メートル　一三・三六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
紋別市上渚滑町中渚滑五三番から同市上渚滑町中渚滑二四番二まで	前　BA	一四・五八～二七・九八メートル　〇・四七九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　BA	一〇・〇〇～二九・一八メートル　〇・四八四キロメートル	
		一四・五八～二七・九八メートル　〇・四七九キロメートル	
		一〇・〇〇～二九・一八メートル　〇・四八四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	美唄市字カーウシュナイ二九二番二から同市字カーウシュナイ六五二番一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十三号	紋別市上渚滑町中渚滑三九番一から同市上渚滑町中渚滑二五番一地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年十月十四日